

令和6年度からの主な変更点

1 I－2 特別交付金（県繰入金）の総額【変更】

- 2（2）「徴収対策の実施について評価すべき点があること」のうち実績評価分を1号繰入金へ移行することに伴い、特別交付金（県繰入金）の総額から11億5千万円を控除する。

2 III－6（2） 国民健康保険資格確認書等の送付に要する経費があること【変更】

- 被保険者証の新規発行終了に伴い、交付対象を資格確認書等の送付に要した経費へと変更する。

3 III－1（15）保健事業の実施について評価すべき点があること【変更】

- 保健事業の評価基準（その3の1）特定健康診査等の評価基準について、令和7年度から「みんなで健康マイスター」が開始されることに伴い、広報に係る評価項目を変更する。
- 保健事業の評価基準（その3の2）保険者努力支援制度（事業費連動分）に係る評価基準について、評価項目を国保険者努力支援交付金（事業費連動分）の指標に合わせて変更する。
- 保健事業の評価基準（その4）市町村がん検診事業の評価について、5がん検診の個別受診案内通知に係る評価項目の配点の見直しや啓発活動に係る評価項目の見直し、等の変更を行う。
- 保健事業の評価基準（その5）について、評価項目内の市町村における歩数管理アプリ等の登録者増加率を登録者率（人口対比）へ変更する、等の変更を行う。

4 III－2（2） 徴収対策の実績について評価すべき点があること（別添3）【変更】

- 実績評価分を1号繰入金へ移行することに伴い、評価項目内から所要の項目を削除。
- 短期被保険者証の新規発行終了に伴い、「短期被保険者証等の交付割合」を評価項目内から削除する。